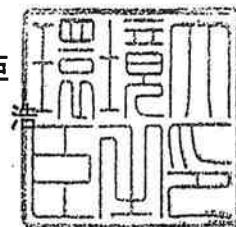


諮詢第 56 号
環水企第 130 号
環水土第 164 号
平成 14 年 8 月 15 日

中央環境審議会会長
森 島 昭 夫 殿

環境大臣
大木



水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（諮詢）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）別表 1（人の健康の保護に関する環境基準）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）別表に定める環境基準の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

[諮詢理由]

水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「環境基準健康項目」という。）は、現在、26 項目について定められている。このほか、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされるものが、平成 5 年 3 月から「要監視項目」として定められており、現在クロロホルム、トランスター 1, 2-ジクロロエチレン等 22 項目が定められているところである。

その後、平成 11 年 2 月の「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等について（第 1 次答申）」において、環境基準健康項目及び要監視項目全般について、今後とも新たな科学的知見に基づいて必要な追加・削除等見直し作業を継続していくべきとされたところである。また、国際的にも、WHOにおいて 2003 年に飲料水水質ガイドラインの改定が予定されている。

こうした状況にかんがみ、国際的な動向及び国内データの蓄積を踏まえ、環境基準健康項目の追加、要監視項目の環境基準健康項目への移行等の検討を行う必要がある。

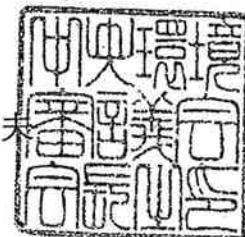
今回の諮詢は、こうした観点から水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準等の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第56号
平成14年8月15日

中央環境審議会水環境部会
部会長 村岡 浩爾 殿

中央環境審議会
会長 森嶌 昭



水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の
見直しについて（付議）

平成14年8月15日付け環水企第130号及び環水土第164号をもって、環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。